

## 不法投棄等の情報提供に関する協定書

東播磨県民局（以下「甲」という。）と□□市（町）○○○○町内会（以下「乙」という。）は、東播磨県民局管内におけるごみの不法投棄等についての情報（以下「情報」という。）提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、乙の町内会の住民が、東播磨県民局管内においてごみの不法投棄を発見した場合に、甲に情報を提供することにより地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （内容）

第2条 乙は、当該地区住民が日常生活に支障のない範囲で、土山及びその周辺の道路等における不法投棄の現場等を発見、認知した情報を、甲に対し随時に提供するものとする。

### （通報事項等）

第3条 乙は、甲に対し、不法に投棄された産業廃棄物、廃家電等、良好な県民生活への侵害のおそれのあるものの情報を通報するものとする。

### （通報方法等）

第4条 前条に定める情報の提供は、別に定める様式により東播磨県民局環境課へFAXで送信することにより行うものとする。  
ただし、急を要すると思われる場合は、電話その他の方法によるものとする。

### （秘密の保持）

第5条 甲は、乙の情報の提供にあたり、乙の情報提供者の職、氏名その他情報提供者について知り得たことを外部にもらしてはならない。

### （連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては東播磨県民局県民生活部環境課長とし、乙においては土山町内会長とする。

### （免責）

第7条 乙は、第3条の通知の遅延及び内容の精度に関し何ら責任を負わないものとする。

### （疑義の解釈等）

第8条 本協定の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本協定に規定のない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

### （施行）

第9条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとし、終了する場合は甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県東播磨県民局

局長 △△ △△

乙 兵庫県□□市（町）○○○○町内会

会長 △△ △△